

苫小牧市公設地方卸売市場への指定管理者制度導入について市民からの意見を募集します

1 苫小牧市公設地方卸売市場への指定管理者制度導入について

卸売市場を取り巻く環境は、消費者ニーズや流通チャンネルの多様化などにより、全国的にも取扱量が減少し、経営悪化による卸売業者の廃業などで市場閉鎖となる事態が増えております。

本市場が加入している全国公設地方卸売市場協議会67開設者（77市場）では15市場が指定管理者制度を導入済みであり、検討中などを含めると4割となり導入が加速している。

こうした社会情勢の急激な変化に柔軟に対応し、市民への安心・安全な生鮮食料品等の安定供給という基本的かつ重要なサービスを維持していくため、本市場の管理運営に指定管理者制度を導入し、民間活力による活性化と効率的な運営による費用の削減を図りたいと考えております。

2 導入に伴うメリット

①市場管理費の削減

費用削減が見込まれ、その削減分は卸売会社が負担する使用料の軽減に充てることことができる。

②生鮮食料品等の安定供給の維持

使用料の軽減により卸売会社の経営安定が見込まれ、市民への生鮮食料品等の安定供給が維持継続される。

3 導入に伴うデメリットとして懸念される事項と対応

市場利用者への管理指導が弱体化することが懸念されます。

（対応）

指定管理者には、市場業務に精通した受託者を選定することで、関係法令の遵守が行われると考えております。

また、業務開始後においても必要に応じて市の担当者が市場利用者や関係者と関わることで管理指導を行ってまいります。

4 寄せられた意見について

寄せられた意見を参考にし、指定管理の形態を決定いたします。

5 施行日

平成28年4月1日